

多摩区債権対策部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、多摩区が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「区所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、多摩区債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること。
- (2) 区所管債権の収入状況の把握に関すること。
- (3) 区所管の強化債権に係る区長等委任事務の状況の把握に関すること。
- (4) 区所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること。
- (5) その他、区所管債権に関し必要と認める事項

(構成等)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。

- 2 部会長は、区長をもって充てる。
- 3 副部会長は、副区長をもって充てる。
- 4 部員は、別表1のとおりとする。
- 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

(部会)

第4条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認める時は、部員以外の者に出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成28年4月1日から施行する。

2 多摩区強化債権対策部会設置要領は、廃止する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条第4項）

職 名
区民サービス部長
地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
道路公園センター所長
総務課長
生涯学習支援課長
保険年金課長
保険年金課の収納業務を担当する担当課長
高齢・障害課長
保護第1課長
道路公園センターの庶務を担当する担当課長